

新発田市工事成績評定通知実施要領

（目的）

第1条 本要領は、新発田市の発注する請負工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適性かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、新発田市請負工事成績評定実施要領第2条に規定された評定の対象工事全てとする。

2 市長は、前項の対象工事のうち請負金額500万円を超えた請負工事については、評定点及び提出した書面の写しを、請負金額500万円未満の請負工事については成績ランクを閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（評定点の通知）

第3条 市長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

（説明請求）

第4条 前条の規定により、通知を受けたものは、通知を受けた日から14日以内に書面により、評定点等について説明を求めることが出来るものとする。

（説明請求に対する回答）

第5条 市長は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 契約検査課長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることが出来る。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める設置基準に基づき設置するものとする。

4 市長は第1項の回答を行ったときは、申立て者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求）

第6条 前条の規定により通知を受けたものは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることが出来る。

（再説明請求に対する回答）

第7条 市長は、第5条の回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 市長は前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 市長は、第1項の回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする

付則

この要領は、平成18年 8月 1日から適用する。

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

新発田市長 ○○○○

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、新発田市工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。評定結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面で通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることが出来ます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なを、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名
- 2 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定

評 価 項 目	細 別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.2
	II 配置技術者	／ 3.8
2 施工状況	I 施工管理	／ 11.7
	II 工程管理	／ 9.3
	III 安全対策	／ 10.7
	IV 対外関係	／ 3.4
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 13.9
	II 品質	／ 15.9
	III 出来ばえ	／ 8.5
4 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 7.8
5 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.4
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献度	／ 6.4
7 法令厳守等（減点のみ）		
評定点合計		／ 100

- 5 問い合わせ先 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市契約検査課検査・技術管理室

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

新発田市長 ○○○○

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、新発田市工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。評定結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面で通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なを、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせは先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名
- 2 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定

評定ランク	
評定内容	

- 5 問い合わせ先 〒957-8686 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市契約検査課検査・技術管理室

工事成績評定結果説明請求書

年 月 日

新発田市長 ○○○○ 様

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。
記

工事番号及び工事名	
工事場所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

第 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名

新発田市長 ○○○○

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を記載して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることが出来ます。なお、再説明は、工事成績評定評価委員会の審査を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。また、再説明を求める書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

工事番号及び工事名	
説明請求申立て者 住所、名称	
説明請求内容	
説明内容	

問い合わせ先

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市契約検査課検査・技術管理室

工事成績評定結果再説明請求書

年 月 日

新発田市長 ○○○○ 様

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。
記

工事番号及び工事名	
工事場所	
説明を求める事項	
再説明を求める事項	
説明請求理由	
再説明請求理由	

第 年 月 号 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名

新発田市長 ○○○○

工事成績評価に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から再説明を求められました評価内容について、下記のとおり
回答します。

記

工事名	
再質問請求の内容	
再質問の回答	